

アナログ規制の点検・見直し支援業務仕様書

1. 業務名

アナログ規制の点検・見直し支援業務

2. 業務目的

国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法やルールが多くが、デジタル技術の登場以前に確立されたものであり、目視や対面、常駐による確認といったアナログ的な手法を前提とし、こうした規制は、いわゆる「アナログ規制」として現代のデジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」を阻害していると考えられる。

国では全ての法令等について、アナログ規制の確認・検証を行い、アナログ規制に該当する法令約1万条項を公表した。令和4年6月には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、令和4年7月から令和6年6月までの2年間で集中改革期間と位置付け、制度面の見直しをするとともに、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの重要性を示している。令和5年6月には、「デジタル規制改革推進の一括法」が公布され、自治体への更なる規制見直しが推進されている。

本業務は、この国の動向への対応として、委託者がアナログ規制の点検・見直しを実現するための支援を目的とする。

3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) アナログ規制の点検・見直し制度の解説

デジタル化を阻害するアナログ規制の点検・見直しに関する国の動向や制度を解説し、アナログ規制の点検・見直しに必要な知識をまとめた動画を一定期間配信する。

(2) 例規からのアナログ規制の洗い出し調査

委託者の例規を調査し、アナログ規制の点検・見直しに伴い整備又は整備の検討が必要な箇所を洗い出し、例規影響調査・検討資料として提示する。

※ 本調査において受託者がAI（人口知能）等を用いた自動抽出を行う場合は、提示箇所の制度を担保するため、必ず法制執務等の専門知識を有する担当者が全件目視による確認・精査を行った上で資料を作成すること。

※ 整備又は整備の検討が必要な箇所の提示は、条文上明らかである場合に限り行うこととし、条文上アナログ規制を課しているかどうか不明確なもの及び派生的に見直しが必要となり得る条文の提示は、本業務に含まない。

※ 本業務における調査は、次に掲げる資料の内容（令和8年5月15日までに確定

した内容とし、地方公共団体に直接影響がある内容に限る。)を基に行い、また、次に掲げる資料のうち国の告示、通知・通達等の発出又は改正により対応されるものについては、令和8年5月15日までにそれらについて受託者が収集できたものに限り、本業務の対象とする。

・地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第3.0版】

・デジタル臨時行政調査会（第6回）の資料8

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」

・デジタル臨時行政調査会（第7回）の資料10

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針」

※ 影響調査の対象となる例規は、影響調査の時点で委託者の例規検索システム（「例規／検索」機能において例規集を横断検索することが可能なものに限る。以下同じ。）に登録されているもの（委託者が構成団体である組合等の他団体の例規を除く。）に限る。

※ 例規検索システムにおいて検索することができないイメージデータ、様式等については、影響調査の対象外とする。

(3) 例規影響調査・検討資料及びアナログ規制の見直しに向けた検討プロセスの解説

① 例規影響調査・検討資料の解説

例規影響調査・検討資料の確認のポイントや考え方について解説した動画を一定期間配信する。

② アナログ規制の見直しに向けた検討プロセスの解説

例規影響調査・検討資料を踏まえ、今後のテクノロジーマップの活用方法や DX を推奨する上で必要な考え方等のアナログ規制の見直しに向けた検討プロセスを解説した動画を一定期間配信する。

5. 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。

(1) アナログ規制の点検・見直し制度の解説（動画配信及び資料一式）

(2) 例規影響調査・検討資料（データ一式）

(3) -① 例規影響調査・検討資料の解説（動画配信及び資料一式）

(3) -② アナログ規制の見直しに向けた検討プロセスの解説（動画配信及び資料一式）

6. 知的財産権

(1) 契約書及び契約約款の規定にかかわらず、次の各号に掲げる本件業務又は納入物件に関連する特許権又は実用新案権及びこれらを受ける権利、著作権、商標権、その他一切の知的財産権については、受託者又は第三者に留保される。

- ・仕様書 5. 成果品（１）アナログ規制の点検・見直し制度の解説（動画配信及び資料一式）
- ・仕様書 5. 成果品（３）-①例規影響調査・検討資料の解説（動画配信及び資料一式）
- ・仕様書 5. 成果品（３）-②アナログ規制の見直しに向けた検討プロセスの解説（動画配信及び資料一式）

（２） 本仕様書の定めは、契約書及び契約約款に優先して適用される。

7. その他

- （１） 本業務は、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルに基づいて実施する必要があるため、調査に当たっては、同マニュアルで示された方法による例規からのアナログ規制洗い出し調査支援実績を必須とする。また、業務開始前にそれを証明する書類を提出すること。
- （２） この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。